

第1部 ひきこもり支援者のための実践的な知識や制度等の解説

第1章 ひきこもりの心理状態への理解と対応

(爽風会佐々木病院 診療部長)

斎藤 環

はじめに	3
1. 原因	4
2. ひきこもりのメカニズム	4
3. 症状	5
4. 診療や相談のポイント	6
5. 鑑別診断	6
6. 治療的支援の方法	7
おわりに	16

第2章 ひきこもりと発達障害

(福島学院大学 大学院附属心理臨床相談センター 心療内科医師)

星野 仁彦

はじめに	18
1. 発達障害に気づかない大人たち	19
2. 大人の発達障害の症状と診断基準	21
3. 発達障害とは何か	21
4. いわゆる軽度の発達障害とは	22
5. 二次障害・合併症を起こしてから気づかれる発達障害	23
6. 会社で失敗を繰り返すうつ病になったA男さん	24
7. なぜ彼らは認められず、誤解を受けやすいのか	26
8. 見逃されやすい不注意優勢型(いわゆるのび太型)ADHDとAS	27
9. 大人の発達障害が発見されにくい3つの理由	28
10. “発達アンバランス症候群”という考え方	29
11. 発達障害の治療に遅すぎるといえることはない	31
12. 遅くとも中学・高校生までに就労支援を	32
13. 発達障害者に向かない職業と向いている職業	34
14. 米国での対応 アメリカ障害者法(ADA)と職場での理解・協力	35

第3章 ひきこもり当事者への就労支援

(東洋大学経営学部経営学科 准教授)

小島 貴子

はじめに	42
1. 精神的な自立支援とは	44
2. 社会的な自立支援とは	45
3. 経済的自立支援とは	46
4. 具体的な事例に見る支援の流れ	47
おわりに	52
自己紹介書	53

第4章 長期化するひきこもりへの支援～精神保健からのアプローチ～

(長野県精神保健福祉センター)

大沼 泰枝*・小泉 典章

(*)現所属：長野県リハビリテーションセンター

はじめに	55
1. ひきこもりの長期化における精神保健の側面	55
2. ひきこもりと精神疾患	56
3. ひきこもりの精神保健に関する相談機関	58
4. ひきこもり支援者の連携	67
5. ひきこもりの長期化への予防	69

第5章 親が高齢化、死亡した場合のための備え(生活維持のための自助)

(ファイナンシャルプランナー)

畠中 雅子・浜田 裕也

はじめに	71
1. まずは「働けない状況が続く前提」でプランを立てる	71
2. 親の資産・負債の洗い出し	72
3. 親の収入・支出について	75

4 . 親の住み替えについて	76
5 . お子さんの収入について	78
6 . お子さんの住まいについて	79
7 . 相続・お子さんのサポートについて	84
8 . お子さんの老後について	90
9 . ひきこもり相談事例	94
10 . サバイバルプランの作成・分析	99

第6章 親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための相談支援と社会制度

(白梅学園大学 教授)

長谷川 俊雄

1 . 親の悩み・不安が意味するもの	110
2 . 相談支援の留意点	111
3 . 活用できる社会制度	113
4 . 支援者が取り組むべきこと	119
5 . 「できること・できないこと」を見極める	121

第2部 ひきこもり新ガイドラインについて

ひきこもり新ガイドラインについて(講演録)

(独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院)

齊藤 万比古

はじめに	125
1 . 新しいガイドラインの背景	125
2 . 不登校とひきこもり	126
3 . 「ひきこもり」の定義	127
4 . ひきこもりの量的推計	128
5 . メンタルヘルス的な支援の必要性	129
6 . ひきこもりの多軸評価	132
7 . 第3軸：パーソナリティ傾向の評価	133

8 . 第6軸：ひきこもり分類	136
9 . ひきこもりに対する支援の構造	137
10 . 地域連携ネットワークづくりの必要性	139
11 . アウトリーチ型支援（訪問支援）	140
12 . ひきこもり支援の諸段階	141
13 . ガイドラインの今後の課題	142

第3部 「ひきこもりに関する実態調査」報告

「臨床心理学の立場から ひきこもる若者たちの心は……」

明星大学大学院人文学研究科長

（内閣府・若者の意識に関する調査企画分析会議 座長）

高塚 雄介

内閣府「ひきこもりに関する実態調査」の概要	147
1 . 臨床の立場から	149
2 . 不登校とひきこもり	149
3 . ひきこもりと機能障害	150
4 . コミュニケーション能力	150
5 . 自我のせめぎあい	151
6 . オタク族の社会性	155
7 . ひきこもりを未然に防ぐには	155
8 . ひきこもり親和群	157

本文中に述べられている見解は執筆者個人のものであり、内閣府としての見解を示すものではありません。あらかじめご了承ください。